

居宅介護支援事業所 すまいる
契約書及び重要事項説明書

有限会社 すまいる

- り、契約期間が満了した場合。
- (2) 第4条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合。
- (3) 第5条に定める事業者からの解約の意思表示なされた場合。
- (4) 次のいずれかに該当する事により、居宅介護支援を提供することが出来なくなった時。
- ① 利用者が介護保険施設、認知症対応型共同生活介護施設、特定施設入居者生活介護施設に入所した時。
 - ② 利用者が小規模多機能居宅介護を利用する時。
 - ③ 利用者が要介護認定等により、自立又は事業対象者と判定された時。
 - ④ 利用者が死亡した時。

第7条（事故発生時の対応・損害賠償）

事業者は居宅介護支援の実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合には、その損害を賠償します。ただし、その賠償について事業者の責任を問えない場合は、この限りではありません。

2 事業者は、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、直ちにその原因、対応等の概況を記載した文書を、利用者又はその家族に交付し、併せて状況を十分に説明します。

第8条（苦情対応）

事業者は、利用者からの苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の苦情に対し、迅速かつ適切に対応します。

第9条（公正中立なケアマネジメントの確保）

事業所は利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明することを義務付けることとします。

第10条（サービス提供の記録など）

事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後2年間は保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその複写を交付します。

2 事業者は第6条に定めた契約の終了に当たって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業所などへ、サービス提供の記録などの写しを交付するものとします。

第11条（守秘義務）

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても第三者には漏らしません。

2 事業者は利用者及び利用者の家族から、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の家族の個人情報を使用しません。

第12条（身体拘束廃止及び高齢者虐待防止の措置）

事業者は、身体拘束廃止及び高齢者虐待防止の措置として委員会を設置し、指針の整備や研修を行っています。

2 ハラスメントに対する取り組みも行い、委員会を設置し、委員は身体拘束廃止及び高齢者虐待防止の委員を兼務します。

第13条（非常災害及び感染症対策）

事業者は、災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を整える為、業務継続計画を策定し、研修と訓練を実施しています。

第14条（契約外条項）

介護保険法及びその他の関係する法令並びにこの契約に定めない事項については、利用者と事業者の協議により定めることとします。

上記の契約を証する為、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

契約完結日 令和 年 月 日

〔事業者〕

住所 中野市大字新野59-1
事業者名 有限会社すまいる
代表取締役 小川広樹
事業所名 居宅介護支援事業所すまいる

〔利用者〕

住所

氏名

〔保証人（代理人・成年後見人・または第三者）〕

住所

氏名

重要事項説明書

1・事業者（法人）の概要

法人名	有限会社 すまいる
代表者	小川 広樹
所在地	長野県中野市大字新野59-1
連絡先	(0269) 22-3539
他の介護保険サービス事業所	* 宅老所ぼぼんた（地域密着型通所介護） * 宅老所縁が和（地域密着型通所介護） * グループホーム風のコテージ（認知症対応型共同生活介護） * ヘルパーステーション花*花・花*花タクシー

2・事業所の概要

(1) 事業所の名称及び所在地等

事業所名	居宅介護支援事業所 すまいる
所在地	長野県中野市大字新野59-1
連絡先	Tel 0269-38-0228 Fax 0269-24-6252
介護保険事業者番号	2071100636
管理者	町井 瞳

(2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名		介護支援専門員と兼務
介護支援専門員		1名以上	居宅介護支援業務

(3) 事業の実施区域

中野市	豊田の一部（涌井、親川）を除いた全域
小布施町	全域
山ノ内町	本郷、宇木
須坂市	旭ヶ丘、豊島、小島、小河原
長野市	豊野、赤沼

(5) 営業日と営業時間

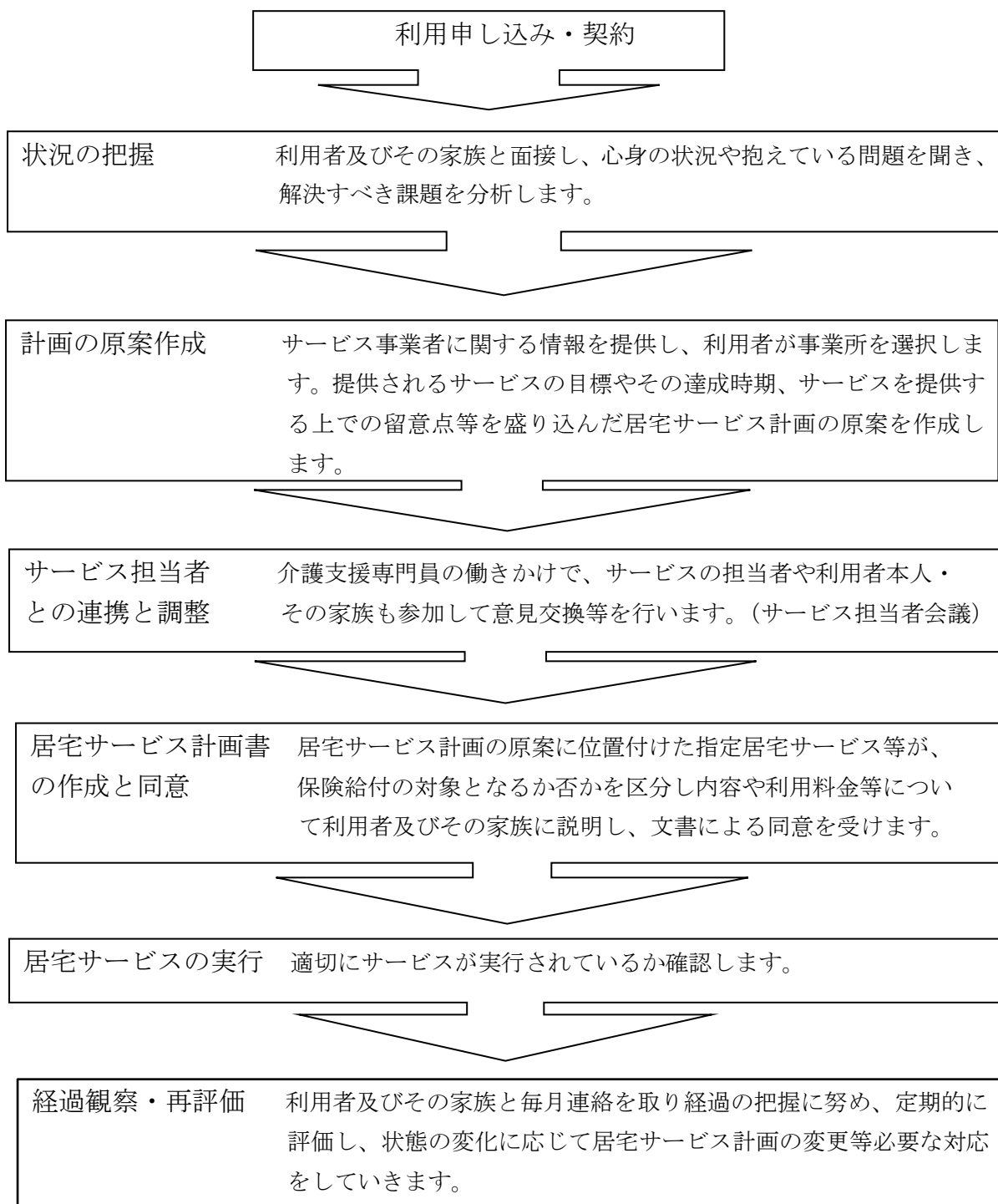
営業日	月～金（土曜日・日曜日と12月30日～翌1月3日は休み）
営業時間	9時～16時30分

3・居宅介護支援の内容と提供方法

「居宅介護支援」とは、介護保険法に定める介護サービスを提供するに先だって、

利用者の心身の状況を把握し、その結果と利用者の希望に基づいて、出来る限り自立した生活を送る事ができるよう、介護サービスを提供する為の計画（居宅サービス計画）を作成し、この計画に従って、適切にサービスが提供出来るよう、介護サービス事業者と連絡や調整を行うとともにこれらの経過を継続的に管理する業務をいいます。

<居宅介護支援の申し込みから介護サービスを受けるまでの流れと主な内容>



4・利用料金

(1) 居宅介護支援費は別紙を参照して下さい。

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負

担はありません。介護保険適応の場合でも、保険料の滞納により介護保険給付が等事業所に支払われない場合は上記の金額をお支払い下さい。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

(3) 支払い方法

料金が発生する場合は月毎の清算とし、毎月10日までに前月分の請求をします。25日までに現金でお支払い下さい。それについては領収書を発行します。

5・事故発生の対応

当事業所は、指定居宅介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。また、指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

6・サービス内容に関する苦情、要望

当事業所の居宅介護支援に関する苦情や要望、及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての苦情、要望を承ります。

相談窓口	居宅介護支援事業所 すまいる
担当者	管理者 町井瞳
電話番号	0269-38-0228
時間	9時から16時30分

公的機関受付電話番号

中野市 高齢者支援課	0269-22-2111
山ノ内町 健康福祉課	0269-33-8411
小布施町 健康福祉課	026-247-3111
須坂市 高齢福祉課	026-245-4566
長野市 介護保険課	026-224-7991
北信保健福祉事務所 福祉課	0269-62-3604
長野保健福祉事務所 福祉課	026-225-9085
長野県庁 健康福祉部介護支援課	026-235-7121
長野県国民健康保険団体連合会	026-238-1580

7・ハラスメントについて

当事業所の職員に対し、精神的及び肉体的な圧力があつた場合、サービスの継続が困難になることがありますのでご協力をお願いします。

[サービスご利用に際してのお願い]

(1) お茶やお菓子など、お心付けなどは不要です。

個人情報使用同意書

居宅介護支援事業所 すまいる 殿

私(利用者及びその家族)の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1・使用する目的

ご利用者のための居宅サービス計画に沿って、円滑に実施されるためのサービス担当者会議や、サービス事業者との連絡調整等において必要とされる場合に使用する。

2・使用する期間

令和 年 月 日より（利用者により変更の意思表示があるまで）

3・条件

- 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- 個人情報を使用した会議、出席者、内容等の記載をしておくこと

以上

令和 年 月 日

○ 利用者 住所 _____

氏名 _____

○ 利用者家族 住所 _____

本人との関係
() 氏名 _____

○ 代理者の氏名 住所 _____

本人との関係
() 氏名 _____